

退会・県外への転出を予定されている方へ

退会には、日本診療放射線技師会（以下「JART」とします）と当会の両方を退会する場合と JART のみを退会する場合の 2通りがあります。

いずれの場合も退会を希望する会員は、本会ホームページの「会の紹介」から「諸様式」にある「退会届」を本会事務所宛にご郵送ください。JART 会員である場合、当会のみでの退会は制度上できません。

例年、年度末の退会が多くありますが、書類・会費納入状況などの確認のため、ご連絡のやり取りをすることがありますので、早めの申請をお勧めします。

退会手続きが 3 月 31 日を過ぎますと新年度の会費納入の義務が発生します。書類の退会日を 3 月 31 日にしていただければ、届けをその日以前に提出しても構いませんが、年度内の退会手続きを完了するために希望の退会日にできない場合があります。

なお、JART の来年度会費請求手続きの期限が 3 月 18 日となっており、それ以後の退会手続きとなりますと、次年度の支払いについてご連絡があるかもしれませんが、無視していただいて結構です。

なお、転勤等により、県外に移動される会員は、転出の手続きを JART ホームページから行ってください。転出元と転入先の技師会の承認をへて転出の手続きは完了いたします。

できましたら、余裕をもった手続きをお勧めします。

